

21

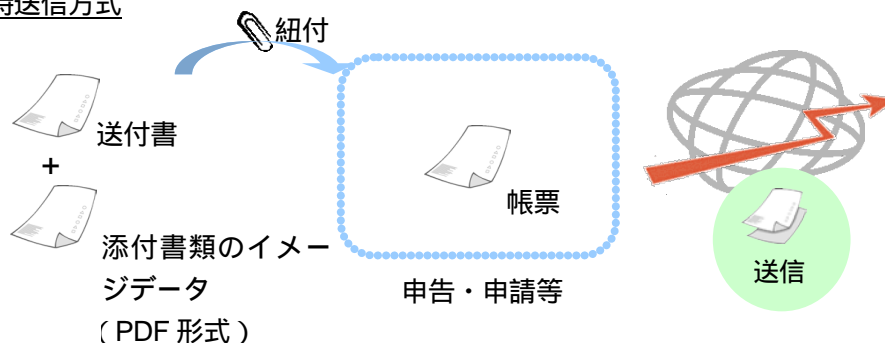
添付書類のイメージ データを送信する

この章では、添付書類のイメージデータを組み込んで、送信する方法について説明します。

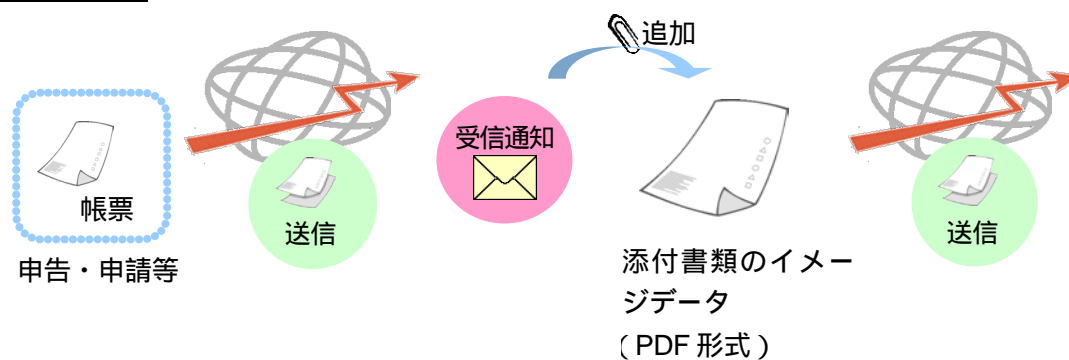
添付書類のイメージデータを操作する	384
添付書類のイメージデータを組み込む.....	386
添付書類のイメージデータを削除する.....	388
添付書類のイメージデータを表示する.....	389
申告・申請等と添付書類のイメージデータを同時送信する	391
申告・申請等の受信通知から添付書類のイメージデータを追加送信する .	396

e-Tax で申告・申請等を行う場合に、別途での提出が必要な添付書類について、PDF 形式のイメージデータを e-Tax ソフトに組み込み、送信することができます。

同時送信方式



追加送信方式



添付書類をイメージデータにより送信可能な手続

イメージデータにより送信可能な添付書類の手続は税目毎に分かれています。

手続の種類	税目
申告	法人税確定申告等
	消費税確定申告（法人）
	酒税納税申告
	印紙税納税申告
申請・届出等	源泉所得税関係
	法人税関係
	消費税（法人）関係
	間接諸税関係
	酒税関係
	納税関係
	法定調書関係
	電子帳簿保存法関係
再調査の請求・審査請求関係	

イメージデータ提出の対象となる添付書類

イメージデータで提出可能な添付書類は、別途書面での提出が必要な登記事項証明書や売買契約書の写しなどの書類となります。

(注) イメージデータで提出可能な添付書類の具体的な名称等については、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki6.htm>) をご確認ください。

なお、次に掲げる添付書類は、イメージデータによる提出の対象となりません。

所得税申告で記載内容を入力して送信することにより添付を省略できる添付書類

(例：給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書など)

電子データ (XML 形式又は XBRL 形式) により提出が可能な添付書類

(例：所得税青色申告決算書、法人税申告の財務諸表や勘定科目内訳明細書など)

原本への割印が必要となるなど手続の特性上、書面提出が必要な添付書類

(例：印紙税過誤納確認申請など)

(注) 添付書類のイメージデータによる送信の対象とならない書類をイメージデータで提出した場合、法令上、イメージデータによる提出が認められていないため、その効力を有しないこととなりますので、改めて正しい電子データ (XML 形式又は XBRL 形式) 又は書面による提出が必要となります。

イメージデータの送信方式

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告・申請等データ送信時に、送信可能な申告・申請等と添付書類のイメージデータを紐付けて同時送信する方式	1回
追加送信方式	申告・申請等データ送信後に、別途受信通知から添付書類のイメージデータを追加で送信する方式	10回まで

21-1

添付書類のイメージデータを操作する

選択した添付書類のイメージデータ (PDF ファイル) を e-Tax ソフトに組み込み等を行います。

手順

1. 添付書類のイメージデータを送信するために、添付書類送付書を作成する
2. 入力項目に入力をする

1 手順の種類や税目を選択し、イメージ添付書類の手続を作成します。

➡ 「6-1 申告・申請等を作成する」

申告・申請等の作成 (1/3: 種類・税目): SC00C060

作成する手続の種類を選択してください。

申告(S)
 申告・届出(A)

作成する申告・申請等の税目を選択してください。

税目(T): 法人税

作成する帳票の年分を選択してください。

年分(Y): 2019

※作成したい税目が表示されない場合には、税目の追加インストールが必要です。
 選択する年分や帳票を誤った場合は、再度新規作成からやり直す必要があります。
 作成すべき年分等を確認の上、操作を進めてください。
 選択すべき年分が不明である場合、所轄の税務署へ確認してください。

次へ(N) > キャンセル ヘルプ

申告・申請等の作成 (2/3: 帳票選択): SC00C070

作成する帳票を選択してください。
 帳票は一度に複数選択できます。
 【帳票表示】を押すことにより、帳票のイメージが表示され確認することができます。

選択可能帳票一覧(L):

- 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請【震災特例法施行令第18条第2項】
- 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請【東日本大震災関係】
- 取用等の場合又は特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請【東日本大震災関係】
- 災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請【東日本大震災関係】
- 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出【措置法施行令第39条の7第21項】
- 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出【震災特例法施行令第18条第5項】
- 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出【東日本大震災関係】
- イメージ添付書類(法人課税関係)
- 添付書類送付書
- 企業再編関係

帳票表示(V)

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル ヘルプ

2 基本情報を入力します。

➡📖 「6-2 申告・申請等の基本情報を登録する」

申告・申請等基本情報: SC00E070

必要な項目を入力してください。
入力された項目は、作成する帳票の該当欄に表示されます。

基本情報インポート(I) 基本情報エクスポート(E)

利用者識別番号(必須): [xxxx] [xxxx] [xxxx] [xxxx]

法人番号: [] - [] - [] - []

提出先税務署(必須): 仙台北 [提出先設定]

追加提出先税務署: [] [提出先追加] [提出先取消]

提出年月日: 令和 [] 年 [] 月 [] 日

複数利用者設定: [複数利用者設定]

申告の種類(法人税分)(必須): [確定]

申告の種類(地方法人税分)(必須): [確定]

年分(必須): 令和 [] 年

事業年度(自)(必須): 令和 [] 年 [] 月 [] 日

事業年度(至)(必須): 令和 [] 年 [] 月 [] 日

課税期間(自)(必須): 令和 [] 年 [] 月 [] 日

OK キャンセル ヘルプ(H)

3 以下の画面が表示されます。「手続名」欄に PDF ファイルを提出する申告・申請・届出等の手続の名称を入力します。

なお、グレーに表示されている入力項目は基本情報で登録された氏名、住所等の情報が、自動的に表示されます。

主なボタンの機能は、他の手続の「帳票編集」画面と同じです。

e-Taxソフト - 添付書類送付 - 添付書類送付書: SC00E030

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ヘルプ(H)

現在の帳票: 添付書類送付書

添付書類送付書

仙台北税務署長

利用者識別番号 [xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx]

手続名 []

住所(所在地)又は納税地 []

納税地 []

氏名又は名称 [国税商事]

代表者等氏名 [代表者名]

税理士等氏名又は名称 []

税理士等電話番号 []

ファイル名 添付書類名称 備考

添付書類(PDF)の組み込み(I) 添付書類(PDF)の削除(D) 添付書類(PDF)の表示(O)

ページ(P): 1/2 [次票追加(A)] [次票削除(D)] [前ページ(B)] [次ページ(W)]

印刷(P) 閉じる(C) 保存(W) 作成完了(Z)

NUM

入力する内容がわからない場合は、帳票作成のためのヘルプを参照してください。

➡📖 121 ページ「帳票作成のためのヘルプを参照するには」

必要に応じて以下の操作を行います。

帳票を印刷する

→  126 ページ「帳票を印刷する」

帳票を保存する

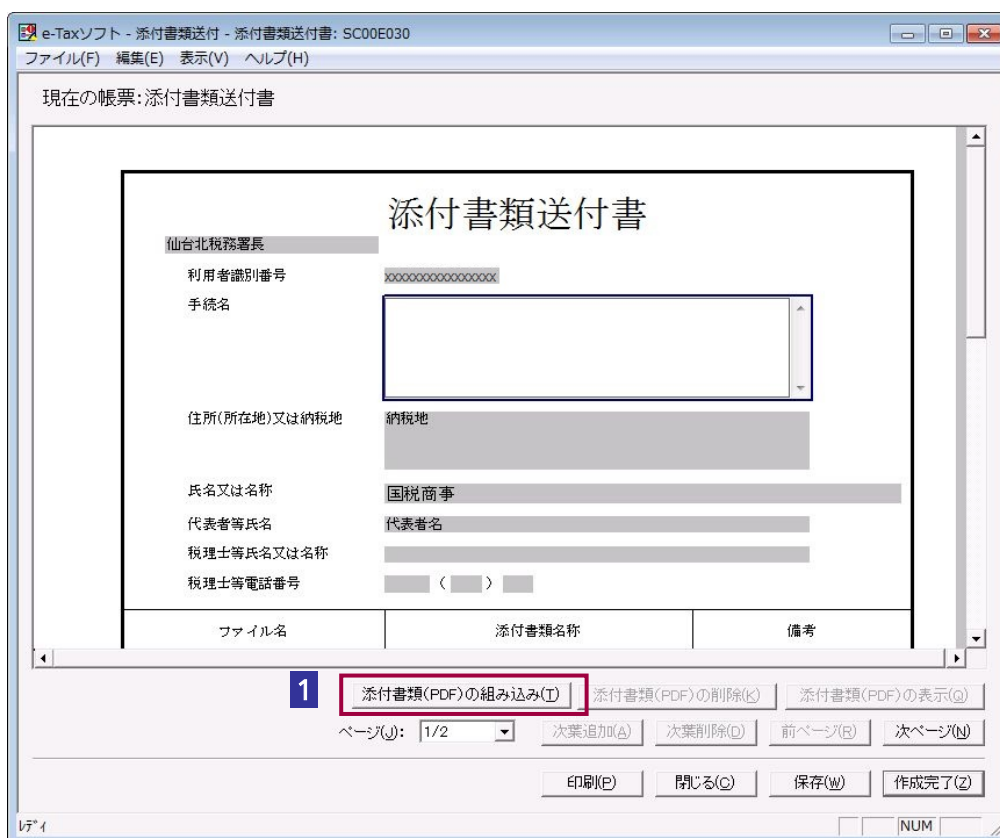
→  「7-2 帳票を保存する」

帳票が見つからない場合に拡大表示する

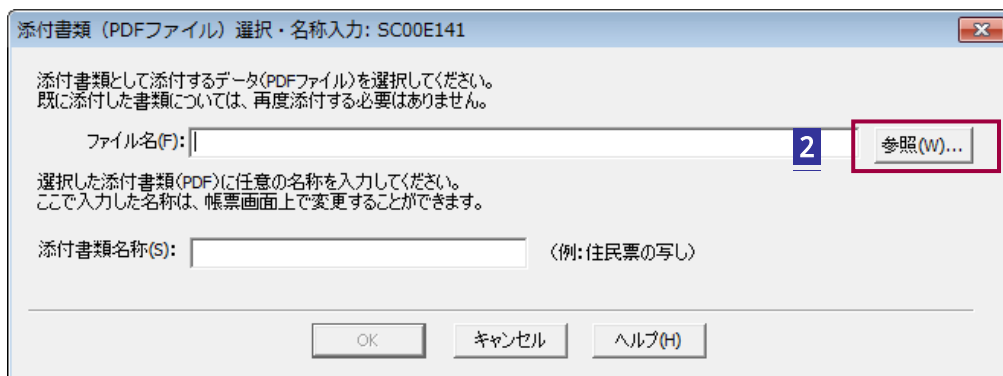
→  124 ページ「帳票を拡大するには」

添付書類のイメージデータを組み込む

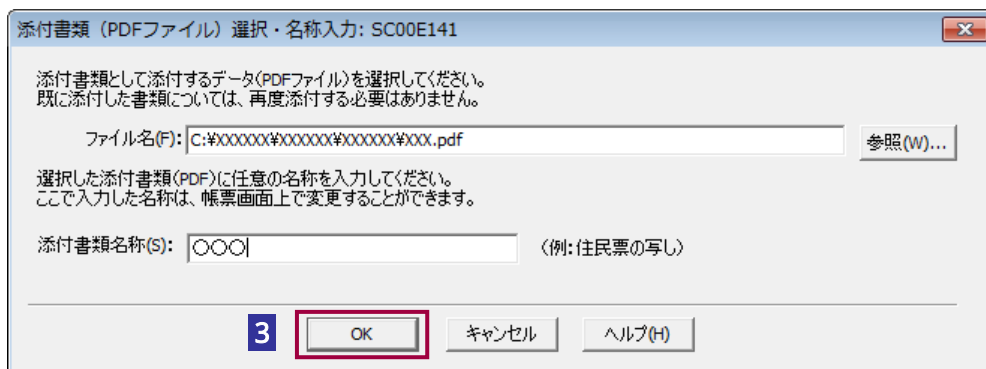
- 1 **添付書類 (PDF) の組み込み** をクリックします。



2 **参照** をクリックし、添付するデータを選択します。



3 添付書類名称を入力し、**OK** をクリックします。



! PDF ファイルの合計サイズが 8MB を超えると、送信できません。8MB を超えてしまった場合は、追加送信を行ってください。

注意

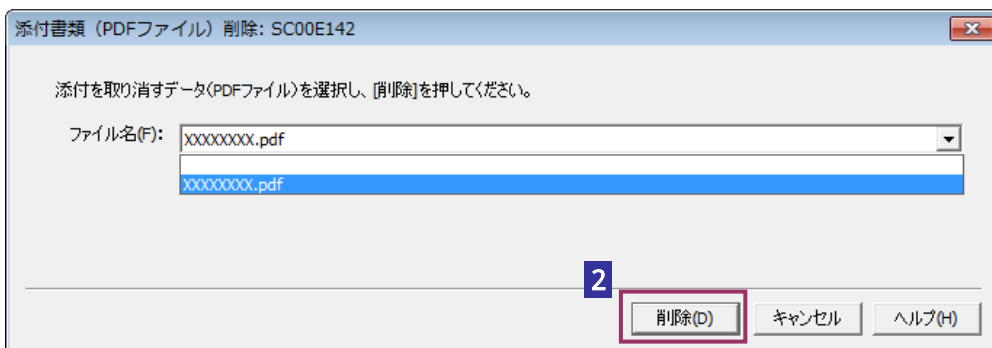
➡ 「21-3 申告・申請等の受信通知から添付書類のイメージデータを追加送信する」
ただし、追加で送ることができるのは 10 回までのため、それ以上は書面での提出をご検討ください。

添付書類のイメージデータを削除する

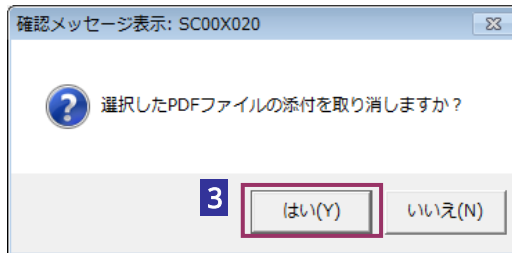
- 1 添付書類 (PDF) の削除 をクリックします。



- 2 添付を取り消すデータを選択し、削除 をクリックします。

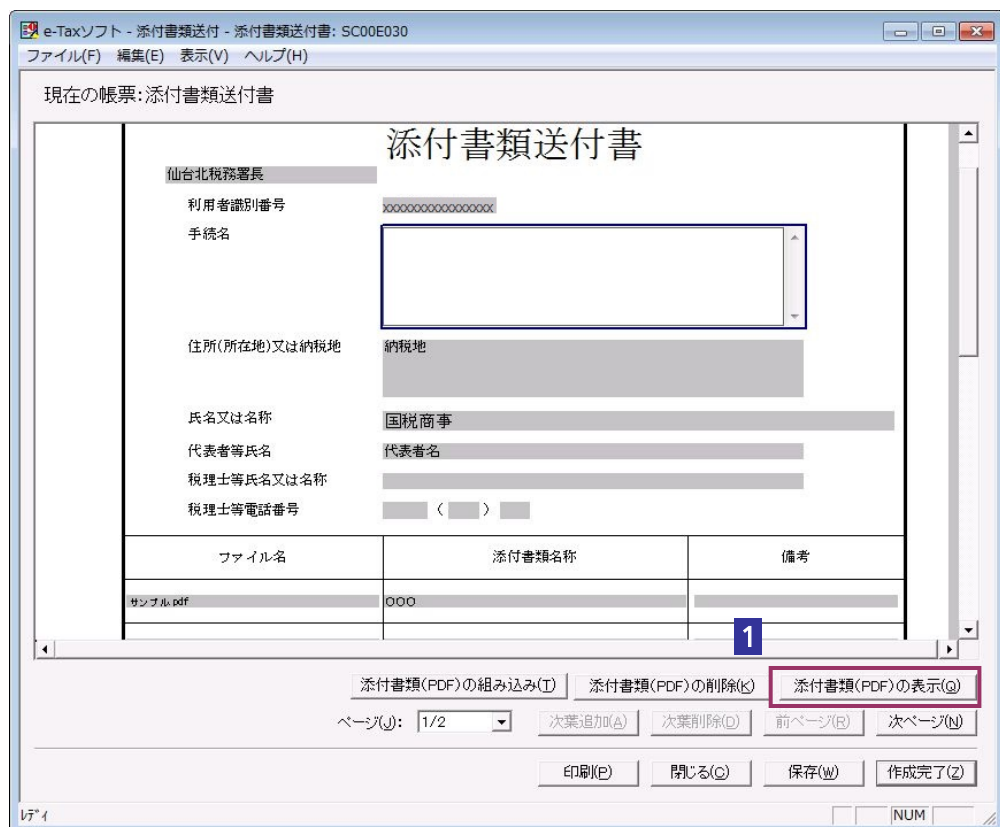


- 3 メッセージを確認し、**はい**をクリックします。

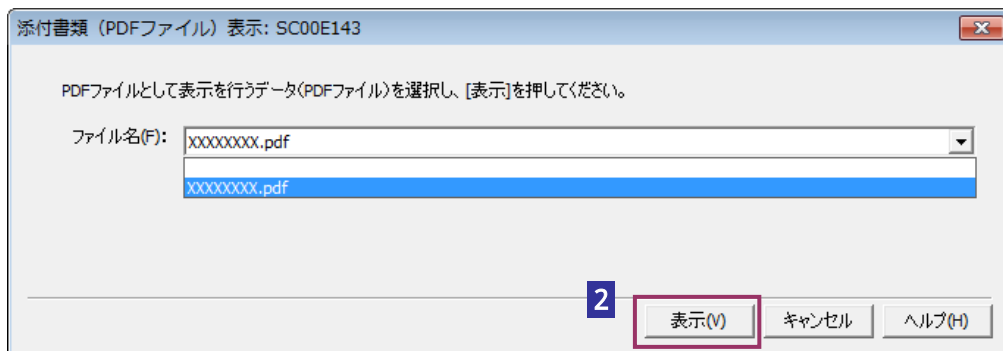


添付書類のイメージデータを表示する

- 1 添付書類 (PDF) の表示 をクリックします。



- 2 PDF ファイルとして表示するデータを選択し、**表示** をクリックします。



- 3 PDF ファイルが表示されます。



1. 電子署名を付与しましょう。

➡ 「9 申告・申請等に電子署名を付与する」

2. 送信しましょう。

・ 申告・申請等の送信と合わせて同時送信する場合

➡ 「21-2 申告・申請等と添付書類のイメージデータを同時送信する」

・ 申告・申請等の送信後、受信通知からイメージ添付書類を追加送信する場合

➡ 「21-3 申告・申請等の受信通知から添付書類のイメージデータを追加送信する」

21-2 申告・申請等と添付書類のイメージデータを同時送信する

送信可能な申告・申請等と添付書類のイメージデータを紐付けて同時送信します。

手順

1. 申告・申請等と添付書類のイメージデータを紐付ける
2. 申告・申請等を選択する
3. **送信** をクリックする
4. 受付システムにログインする

1 単独送信不可申告・申請等一覧から紐付けする添付書類のイメージデータを選択し、

紐付け をクリックします。

送信可能一覧

送信する申告・申請等を選択の上、[送信]を押して下さい。
送信したい帳票が表示されない場合は、申告・申請等一覧にて状態が「送信可能」、「送信可能(署名不要)」、「送信可能(手計算あり、署名不要)」のいずれかになっているか、確認してください。

送信可能申告・申請等一覧(L):

申告・申請等名称	税目	手続の種類	帳票数	氏名又は名称	個人番号又は法人番号	提出先	署名数	更新日時
申請所得税	所得税	申請・届出書	2	国税太郎	XXXX-XXXX-XXXX	仙台北	1	XXXX-XX-XX XXXXXXX

送信

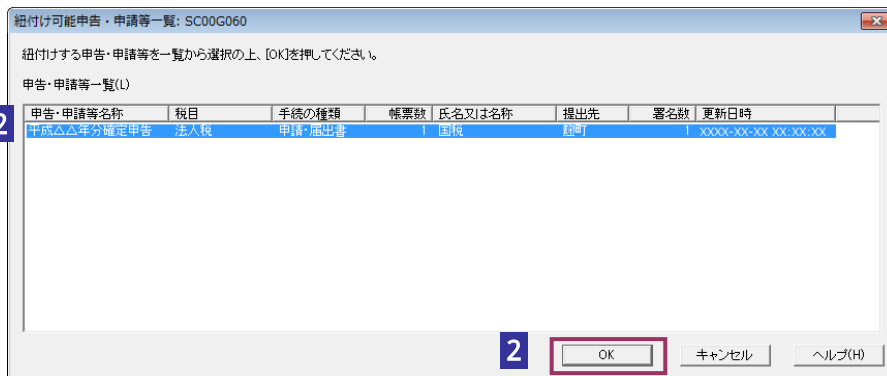
「紐付け」を押すことで、元となる申告・申請等と併せて送信されます。

単独送信不可申告・申請等一覧(L):

申告・申請等名称	税目	氏名又は名称	提出先	署名数	更新日時	紐付け先申告・申請等名称
イメージ添付書類E	所得税	国税太郎	仙台北	1	XXXX-XX-XX XXXXXXX	

1 紐付け(N) 紐付け解除(D)

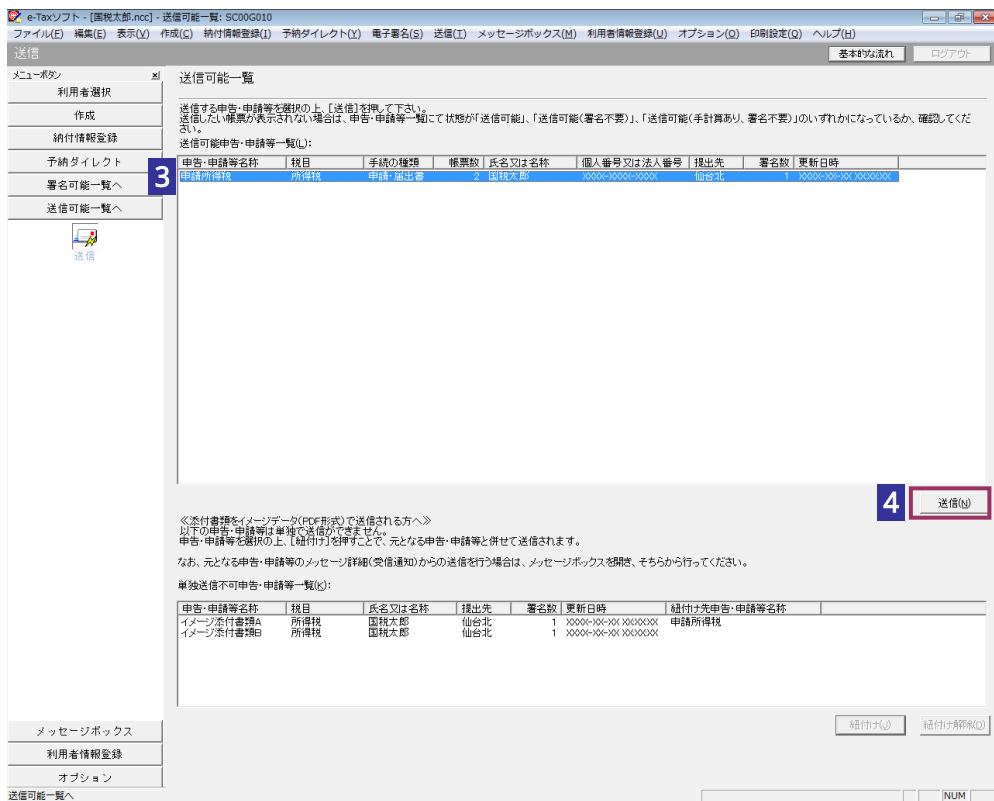
2 紐付けする申告・申請を選択し、**OK**をクリックします。



申告・申請等と添付書類のイメージデータを紐付けるには以下の条件を満たす必要があります。

- ・署名済みであること
- ・申告・申請等を作成した際の利用者識別番号と添付書類送付書を作成した際の利用者識別番号が一致すること
- ・申告・申請等の手続に対応した添付書類送付書であること
- ・提出先が同一であること

3 「送信可能一覧」画面で、送信する申告・申請等を選択します。



4 **送信** をクリックします。

送信確認のメッセージが表示されます。

5 メッセージを確認し、**OK** をクリックします。

受付システムへのログイン画面が表示されます。



既に受付システムに接続している場合には、ログイン画面は表示されません。

注意 **6** **7** の操作は省略してください。

6 マイナンバーカードによるログインを行う場合、マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットします。利用者識別番号と暗証番号によるログインを行う場合、「暗証番号」を入力します。

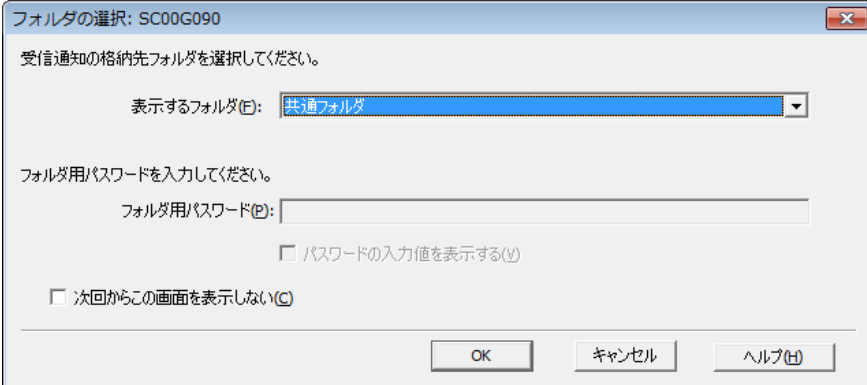


マイナンバーカードによるログインを行った場合、代理送信は利用できません。代理送信を行う場合は、利用者識別番号と暗証番号によるログインを行ってください。

ヒント

7 **OK** をクリックします。

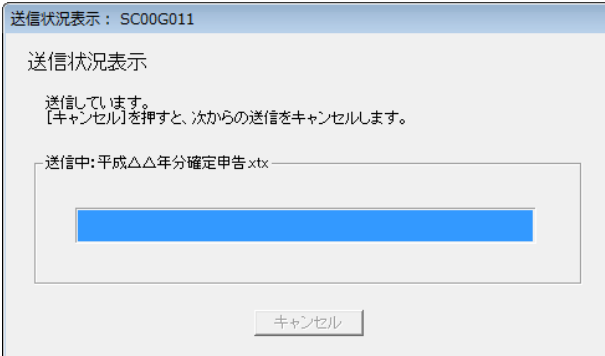
- 8 フォルダの選択画面にて受信通知の格納フォルダを選択し、フォルダパスワードを入力します。



- ・フォルダ用パスワードが設定されてないフォルダを選択した場合、フォルダ用パスワードの入力は必要ありません。
- ヒント
- ・次回からこの画面を表示させない場合は「次回からこの画面を表示しない」にチェックを行ってください。

- 9 **OK** をクリックします。

申告・申請等の送信が開始され、送信状況が表示されます。



送信が完了すると、ダイアログが閉じ、「即時通知結果表示」画面が表示されます。



次の操作

即時通知結果を確認しましょう。

➡ 「10-2 即時通知を確認する」



送信時に送信前チェックエラーが表示された場合には

一度に送信する PDF ファイルが 8MB を超えると、送信前チェックエラーが表示されます。一度に送信しきれない場合は、申告・申請等の受信通知から追加送信を行ってください。

21-3 申告・申請等の受信通知から添付書類のイメージデータを追加送信する

添付書類のイメージデータは、メッセージ詳細画面から追加で送信することができます。

手順

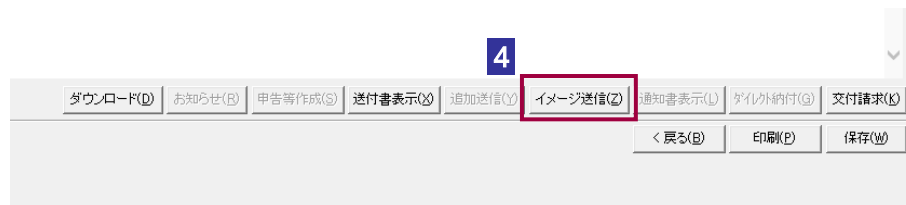
1. メッセージを選択する
2. **イメージ送信** をクリックする
3. 送信を行う添付書類のイメージデータを選択する
4. 送信する

1 メニューボタンの「メッセージボックス」から「メッセージボックス」を選択します。

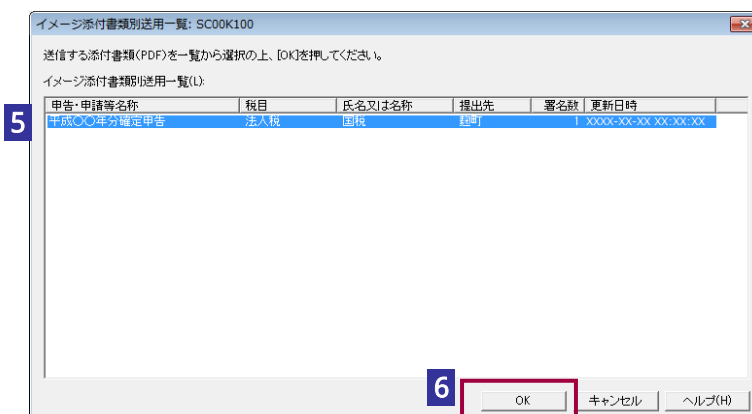
2 メッセージの一覧から、確認するメッセージを選択します。

3 **詳細表示** をクリックします。

4 **イメージ送信** をクリックします（以下は、「メッセージ詳細」画面）。



5 「イメージ添付書類別送用一覧」画面で送信を行う添付書類のイメージデータの手続をクリックし **OK** をクリックします。



- !** **注意** 「イメージ添付書類別送用一覧」に表示される添付書類のイメージデータは以下の条件を満たす必要があります。
- ・署名済みであること
 - ・受信通知に格納されている申告・申請等の利用者識別番号と添付書類送付書を作成した際の利用者識別番号が一致すること
 - ・受信通知に格納されている手続に対応した添付書類送付書であること

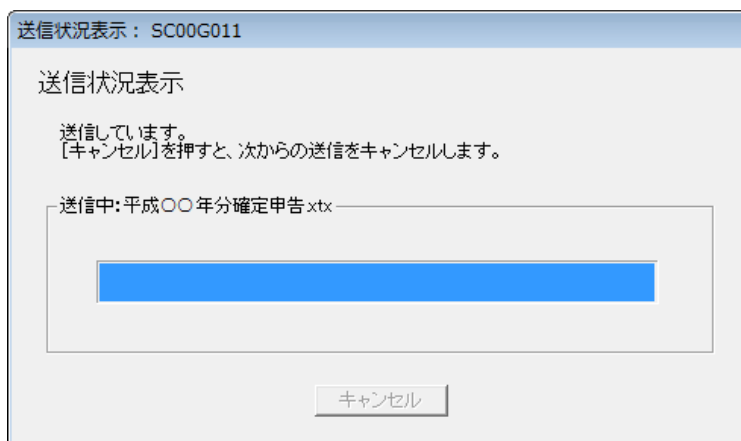
6 **OK** をクリックします。

送信確認のメッセージが表示されます。

- ↑** **ヒント** ・追加送信時にフォルダの選択画面は表示されません。元の申告等の受信通知が格納されているフォルダに、追加送信時のメッセージが格納されます。

7 メッセージを確認し、**OK** をクリックします。

イメージ添付書類の送信が開始され、送信状況が表示されます。



送信が完了すると、ダイアログが閉じ、「即時通知結果表示」画面が表示されます。



即時通知結果を確認しましょう。

➡ 「10-2 即時通知を確認する」